

【 検 査 】

6 7 1 腫瘍マーカー（子宮頸癌疑い等）の算定について

《令和 7 年 9 月 3 0 日》

○ 取扱い

子宮頸癌疑い、子宮体癌疑いに対する D 009 腫瘍マーカー単独の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

「子宮頸癌」、「子宮体癌」については一般的に組織診で確定診断することが可能である。当該疾患に対する腫瘍マーカーは、癌の診断の補助、診断後の経過や治療後の経過観察で行う検査である。

以上のことから、「子宮頸癌」、「子宮体癌」の診断目的として腫瘍マーカー単独での算定は、原則として認められないと判断した。

ただし、組織採取ができない、組織診断、画像診断では診断が確定できない等の理由から腫瘍マーカーを診断の補助として併用する必要がある場合については、この限りではない。